

T A K E T O M B O

海保通信 『竹とんぼ』

第 227 号
平成23年3月23日



【平成22年の海上犯罪取締りの状況】

《全国》

平成22年における海上保安庁の海上犯罪の送致件数は8,089件減)でした。過去5年間に於いて、送致件数が最多であった平成21年と比べ111件少ないものの、それに次ぐ2番目に多い結果となりました。最も送致件数が多かったのは海事関係法令3,905件で、送致件数全体の48.0%を占め、漁業関係法令違反の2,248件(27.7%)が続いています。

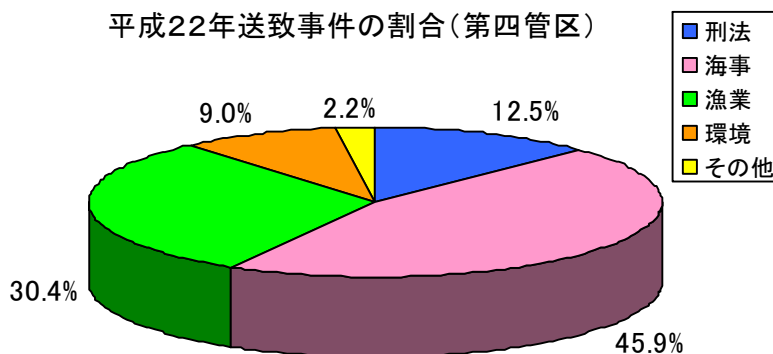
《第四管区》

第四管区海上保安本部管内における海上犯罪の送致件数は545件で平成21年と同じでした。最も送致件数が多かったのは海事関係法令違反の250件で、送致件数全体の45.9%を占め、漁業関係法令の166件(30.5%)が続いています。内訳は、次のとおりです。

| 法令別 | 件数 | 前年比 | 事例 |
|------------|------|------|---------------------|
| 刑法犯 | 68件 | -17件 | 船舶の衝突等による業務上過失往来妨害等 |
| 海事関係法令違反 | 250件 | -17件 | 無検査船の不法運航等 |
| 漁業関係法令違反 | 166件 | +44件 | 貝類の漁業権侵害等 |
| 海上環境関係法令違反 | 49件 | -15件 | 廃棄物の不法投棄等 |
| その他の法令 | 12件 | +5件 | 遊漁船への標識の不掲示等 |



平成22年送致事件の割合(第四管区)



漁業関係法令違反が、平成21年に比べ44件と大幅に増加していますが、これは、平成21年に引き続き漁業資源保護のために、愛知県及び三重県の水産部局等と地域ニーズに根ざした連携強化を図り「遊漁者等によるじょれんを使用した貝類の漁業権侵害」の集中的な指導・取締りを実施したことによるものです。

【海上犯罪への取り組み】

第四管区海上保安本部では、海上における秩序維持はもとより、地域ニーズに基づいた安全・安心の確保のため、関係機関との連携・協力体制を強化しつつ、各種取締りに取り組むこととしています。

海の事件・事故について、「見た！聞いた！知っている！」方は、次の連絡先にご連絡をお願いします。
電話 052-661-1611 FAX 052-661-1640
郵送 〒455-8528 名古屋市港区入船二丁目3-12 第四管区海上保安本部警備課



緊急時は、118番

第四管区海上保安本部